

海上交通安全法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)(抄)(第一条関係)	1
港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)(抄)(第二条関係)	8
航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)(抄)(第三条関係)	17
航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)(抄)(第四条関係)	30
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)(抄)(附則第六条関係)	33

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 交通方法</p> <p>第一節（第六節）（略）</p> <p>第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置（第三十条）</p> <p>・第三十一条）</p> <p>第八節 指定海域における措置（第三十一条 第三十五条）</p> <p>第三章 危険の防止（第三十六条 第三十九条）</p> <p>第四章 雑則（第四十条 第四十六条）</p> <p>第五章 罰則（第四十七条 第五十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 漁ろう船等 次に掲げる船舶をいう。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 工事又は作業を行つているため接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない国土交通省令で定める船舶で国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているもの</p> <p>4 3 この法律において「指定海域」とは、地形及び船舶交通の状況からみて、非常災害が発生した場合に船舶交通が著しくふく</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 交通方法</p> <p>第一節（第六節）（略）</p> <p>第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置（第二十九条の二・第二十九条の三）</p> <p>第三章 危険の防止（第三十条 第三十三条）</p> <p>第四章 雑則（第三十四条 第三十九条）</p> <p>第五章 罰則（第四十条 第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 漁ろう船等 次に掲げる船舶をいう。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 工事又は作業を行なつているため接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない国土交通省令で定める船舶で国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているもの</p> <p>3 （新設）</p>

そうすることが予想される海域のうち、二以上の港則法に基づき、港に隣接するものであつて、レーダーその他の設備により当該海域における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものとして政令で定めるものをいう。

第二章 交通方法

(緊急用務を行う船舶等に関する航法の特例)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 第三十六条第一項の規定による許可(同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法第三十一条第一項(同法第四十三条において準用する場合を含む。))の規定による許可)を受けて工事又は作業を行つている船舶は、当該工事又は作業を行うためやむを得ない必要がある場合において、第二条第二項第三号口の国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第四条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる。

第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置

第三十条・第三十一条 (略)

第八節 指定海域における措置

(指定海域への入域に関する通報)

第三十二条 第四条本文に規定する船舶が指定海域に入域しようとするときは、船長は、国土交通省令で定めるところにより、

第二章 交通方法

(緊急用務を行う船舶等に関する航法の特例)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 第三十条第一項の規定による許可(同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法第三十一条第一項(同法第三十七条の五において準用する場合を含む。))の規定による許可)を受けて工事又は作業を行つている船舶は、当該工事又は作業を行うためやむを得ない必要がある場合において、第二条第二項第三号口の国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第四条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる。

第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置

第二十九条の二・第二十九条の三 (略)

(新設)

(新設)

当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。

(非常災害発生周知措置等)

第三十二条 海上保安庁長官は、非常災害が発生し、これにより指定海域において船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該危険を防止する必要があるときは、直ちに、非常災害が発生した旨及びこれにより当該指定海域において当該危険が生ずるおそれがある旨を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措置(以下「非常災害発生周知措置」という。)をとらなければならない。

2 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつた後、当該指定海域において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれなくなつたと認めるとき、又は当該非常災害の発生により生じた船舶交通の危険がおおむねなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措置(次条及び第三十五条において「非常災害解除周知措置」という。)をとらなければならない。

(非常災害発生周知措置がとられた際に海上保安庁長官が提供する情報の聴取)

第三十四条 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつたときは、非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域にある第四条本文に規定する船舶(以下この条において「指定海域内船舶」という。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、非常災害の発生の状況に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報その他の当該指定海域内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 指定海域内船舶は、非常災害発生周知措置がとられたときは

(新設)

(新設)

、非常災害解除周知措置がとられるまでの間、前項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(非常災害発生周知措置がとられた際の航行制限等)

第三十五条 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつた

ときは、非常災害解除周知措置をとるまでの間、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 当該非常災害発生周知措置に係る指定海域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止すること。
- 二 当該指定海域の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、又は当該境界付近から退去することを命ずること。
- 三 当該指定海域にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、当該指定海域内における移動を命じ、又は当該指定海域から退去することを命ずること。

第三章 危険の防止

(航路及びその周辺の海域における工事等)

第三十六条 (略)

27 (略)

8 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項(同法第四十三條において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは第一項の規定による許可を受けることを要せず、同項の規定による許可を受けたときは同法第三十一条第一項(同法第四十三條において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けることを要しない。

(新設)

第三章 危険の防止

(航路及びその周辺の海域における工事等)

第三十条 (略)

27 (略)

8 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項(同法第三十七條の五において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは第一項の規定による許可を受けることを要せず、同項の規定による許可を受けたときは同法第三十一条第一項(同法第三十七條の五において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けることを要しない。

(航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等)

第三十七条 (略)

2) 5 (略)

6 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項(同法第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による届出をすることを要しない。

(違反行為者に対する措置命令)

第三十八条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工事又は作業の中止、当該違反行為に係る工作物の除去、移転又は改修その他当該違反行為に係る工事若しくは作業又は工作物の設置に関し船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため必要な措置(第四号に掲げる者に対しては、船舶交通の危険を防止するため必要な措置)をとるべきことを命ずることができる。

一 第三十六条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

二 第三十六条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者

三 第三十六条第六項の規定に違反して当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなかつた者

四 (略)

(海難が発生した場合の措置)

第三十九条 海難により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該海難に係る船舶の船長は、できる限り速やかに、国土交通省令で定めるところにより、標識の設置その他の船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとり、かつ、当該海難の概要及びとつた措置について海上保安庁長官に通報しなければならない。ただし、港則法第二十五条の規定

(航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等)

第三十一条 (略)

2) 5 (略)

6 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項(同法第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による届出をすることを要しない。

(違反行為者に対する措置命令)

第三十二条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工事又は作業の中止、当該違反行為に係る工作物の除去、移転又は改修その他当該違反行為に係る工事若しくは作業又は工作物の設置に関し船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため必要な措置(第四号に掲げる者に対しては、船舶交通の危険を防止するため必要な措置)をとるべきことを命ずることができる。

一 第三十条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

二 第三十条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者

三 第三十条第六項の規定に違反して当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなかつた者

四 (略)

(海難が発生した場合の措置)

第三十三条 海難により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該海難に係る船舶の船長は、できる限り速やかに、国土交通省令で定めるところにより、標識の設置その他の船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとり、かつ、当該海難の概要及びとつた措置について海上保安庁長官に通報しなければならない。ただし、港則法第二十五条の規

の適用がある場合は、この限りでない。
2・3 (略)

第四章 雑則

(航路等の海図への記載)

第四十条 海上保安庁が刊行する海図のうち海上保安庁長官が指定するものには、第一条第二項の政令で定める境界、航路、指定海域、第五条、第六条の二及び第九条の航路の区間、浦賀水道航路、明石海峡航路及び備讃瀬戸東航路の中央、第二十五条第一項及び第二項の規定により指定した経路並びに第二十八条第一項及び第三十条第一項の海域を記載するものとする。

第四十一条・第四十二条 (略)

(権限の委任)

第四十三条 この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行わせることができる。

2 (略)

(行政手続法の適用除外)

第四十四条 第十条の二、第二十条第三項又は第三十五条の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

第四十五条・第四十六条 (略)

第五章 罰則

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

定の適用がある場合は、この限りでない。
2・3 (略)

第四章 雑則

(航路等の海図への記載)

第三十四条 海上保安庁が刊行する海図のうち海上保安庁長官が指定するものには、第一条第二項の政令で定める境界、航路、第五条、第六条の二及び第九条の航路の区間、浦賀水道航路、明石海峡航路及び備讃瀬戸東航路の中央、第二十五条第一項及び第二項の規定により指定した経路並びに第二十八条第一項及び第二十九条の二第一項の海域を記載するものとする。

第三十五条・第三十六条 (略)

(権限の委任)

第三十七条 この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行なわせることができる。

2 (略)

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の二 第十条の二又は第二十条第三項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

第三十八条・第三十九条 (略)

第五章 罰則

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第十条の二、第二十六条第一項又は第三十五条の規定による海上保安庁長官の処分違反となるような行為をした者
- 三 (略)
- 四 第三十六条第一項の規定に違反した者
- 五 第三十六条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者
- 六 第三十七条第二項、第三十八条又は第三十九条第三項の規定による海上保安庁長官の処分に違反した者
- 七 第三十九条第一項の規定に違反した者

第四十八条 (略)

- 第四十九条 次各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 (略)
 - 二 第二十二条又は第三十二条の規定に違反した者
 - 三 第三十六条第六項又は第三十七条第一項の規定に違反した者

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十七条第四号から第六号まで又は前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

- 一 (略)
- 二 第十条の二又は第二十六条第一項の規定による海上保安庁長官の処分違反となるような行為をした者
- 三 (略)
- 四 第三十条第一項の規定に違反した者
- 五 第三十条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者
- 六 第三十一条第二項、第三十二条又は第三十三条第三項の規定による海上保安庁長官の処分に違反した者
- 七 第三十三条第一項の規定に違反した者

第四十一条 (略)

- 第四十二条 次各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 (略)
 - 二 第二十二条の規定に違反した者
 - 三 第三十条第六項又は第三十一条第一項の規定に違反した者

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十条第四号から第六号まで又は前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章 第六章（略） 第七章 雑則第三十一条 第四十八条 第八章 罰則第四十九条 第五十四条 附則</p> <p>（定義） 第三条 この法律において「汽艇等」とは、汽艇（総トン数二十トン未満の汽船をいう。）、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶をいう。 2 この法律において「特定港」とは、喫水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であつて、政令で定めるものをいう。 3 この法律において「指定港」とは、指定海域（海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第四項に規定する指定海域をいう。以下同じ。）に隣接する港のうち、レーダーその他の設備により当該港内における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものであつて、非常災害が発生した場合に当該指定海域と一体的に船舶交通の危険を防止する必要があるものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>（移動の制限） 第七条 汽艇等以外の船舶は、第四条、次条第一項、第十条及び第二十三条の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、第五条第一項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。ただし、</p>	<p>目次 第一章 第六章（略） 第七章 雑則第三十一条 第三十七条の六 第八章 罰則第三十八条 第四十三条 附則</p> <p>（定義） 第三条 この法律において「雑種船」とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶をいう。 2 この法律において「特定港」とは、きつ水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であつて、政令で定めるものをいう。 （新設）</p> <p>（移動の制限） 第七条 雑種船以外の船舶は、第四条、第八条第一項、第十条及び第二十三条の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、第五条第一項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。但し、</p>

海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならぬ。

(修繕及び係船)

- 第八条 特定港内においては、汽艇等以外の船舶を修繕し、又は係船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならぬ。

- 2 修繕中又は係船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

- 3 港長は、危険を防止するため必要があると認めるときは、修繕中又は係船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(係留等の制限)

- 第九条 汽艇等及びいかだは、港内においては、みだりにこれを係船浮標若しくは他の船舶に係留し、又は他の船舶の交通の妨げとなるおそれのある場所に停泊させ、若しくは停留させてはならない。

(航路)

- 第十二条 汽艇等以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、国土交通省令で定める航路（次条から第三十九条まで及び第四十一条において単に「航路」という。）によらなければならない。ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

- 第十八条 汽艇等は、港内においては、汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない。

- 2 総トン数が五百トンを超えない範囲内において国土交通省令で定めるトン数以下である船舶であつて汽艇等以外のもの（以

海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

- 2 前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならぬ。

(修繕及びけい船)

- 第八条 特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならぬ。

- 2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

- 3 港長は、危険を防止するため必要があると認めるときは、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(けい留等の制限)

- 第九条 雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい留し、又は他の船舶の交通の妨げとなる虞のある場所に停泊させ、若しくは停留させてはならない。

(航路)

- 第十二条 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、国土交通省令で定める航路（次条から第三十七条まで及び第三十七条の三において単に「航路」という。）によらなければならない。ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

- 第十八条 雑種船は、港内においては、雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。

- 2 総トン数が五百トンを超えない範囲内において国土交通省令で定めるトン数以下である船舶であつて雑種船以外のもの（以

下「小型船」という。）は、国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港内においては、小型船及び汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない。

3 小型船及び汽艇等以外の船舶は、前項の特定港内を航行するときは、国土交通省令で定める様式の標識をマストに見やすいように掲げなければならない。

第七章 雑則

(喫煙等の制限)

第三十七条 何人も、港内においては、相当の注意をしないで、油送船の付近で喫煙し、又は火気を取り扱ってはならない。

2 (略)

(船舶交通の制限等)

第三十八条 (略)

2 総トン数又は長さ国土交通省令で定めるトン数又は長さ以上である船舶は、前項に規定する水路を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、港長に次に掲げる事項を通報しなければならない。通報した事項を変更するときも、同様とする。

一 四 (略)

五 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港の係留施設

3 次の各号に掲げる船舶が、海上交通安全法第二十二條の規定による通報をする際に、あわせて、当該各号に定める水路に係る前項第五号に掲げる係留施設を通報したときは、同項の規定による通報をすることを要しない。

一 第一項に規定する水路に接続する海上交通安全法第二條第一項に規定する航路を航行しようとする船舶 当該水路

下「小型船」という。）は、国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港内においては、小型船及び雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。

3 小型船及び雑種船以外の船舶は、前項の特定港内を航行するときは、国土交通省令で定める様式の標識をマストに見やすいように掲げなければならない。

第七章 雑則

(喫煙等の制限)

第三十六条の二 何人も、港内においては、相当の注意をしないで、油送船の付近で喫煙し、又は火気を取り扱ってはならない。

2 (略)

(船舶交通の制限等)

第三十六条の三 (略)

2 総トン数又は長さ国土交通省令で定めるトン数又は長さ以上である船舶は、前項に規定する水路を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、港長に次に掲げる事項を通報しなければならない。通報した事項を変更するときも、同様とする。

一 四 (略)

五 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港の係留施設

3 第一項に規定する水路に接続する海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)第二條第一項に規定する航路を航行しようとする船舶が、同法第二十二條の規定による通報をする際に、併せて、当該水路に係る前項第五号に掲げる係留施設を通報したときは、同項の規定による通報をすることを要しない。

(新設)

二 指定港内における第一項に規定する水路を航行しようとする船舶であつて、当該水路を航行した後、途中において寄港し、又はびよう泊することなく、当該指定港に隣接する指定海域における海上交通安全法第二条第一項に規定する航路を航行しようとするもの 当該水路

三 指定海域における海上交通安全法第二条第一項に規定する航路を航行しようとする船舶であつて、当該航路を航行した後、途中において寄港し、又はびよう泊することなく、当該指定海域に隣接する指定港内における第一項に規定する水路を航行しようとするもの 当該水路

4 | 港長は、第一項に規定する水路のうち当該水路内の船舶交通が著しく混雑するものとして国土交通省令で定めるものにおいて、同項の信号を行つてもなお第二項に規定する船舶の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であつて、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を指示することができる。

一 当該水路（海上交通安全法第二条第一項に規定する航路に接続するものを除く。以下この号において同じ。）を航行する予定時刻を変更すること（前項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定により第二項の規定による通報がされていない場合にあつては、港長が指定する時刻に従つて当該水路を航行すること。）。

二 当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該船舶の運航に関し必要な措置を講ずること。

5 | (略)

第三十九条・第四十条 (略)

(港長が提供する情報の聴取)

第四十一条 港長は、特定船舶（小型船及び汽艇等）以外の船舶で

(新設)

(新設)

(新設)

4 | (略)

第三十七条・第三十七条の二 (略)

(港長が提供する情報の聴取)

第三十七条の三 港長は、特定船舶（小型船及び雑種船）以外の船

あつて、第十八条第二項に規定する特定港内の船舶交通が特に著しく混雑するものとして国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める当該特定港内の区域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 (略)

第四十二条 (略)

(準用規定)

第四十三条 第十条、第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十六条第二項、第三十七条第二項及び第三十八条から第四十条までの規定は、特定港以外の港について準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

(非常災害時における海上保安庁長官の措置等)

第四十四条 海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十三条第一項に規定する非常災害発生周知措置(以下この項において「非常災害発生周知措置」という。)をとるときは、あわせて、非常災害が発生した旨及びこれにより当該非常災害発生周知措置に係る指定海域に隣接する指定港内において船舶交通の危険が生ずるおそれがある旨を当該指定港内にある船舶に対し周知させる措置(次条及び第四十六条において「指定港非常災害発生周知措置」という。)をとらなければならない。

船であつて、第十八条第二項に規定する特定港内の船舶交通が特に著しく混雑するものとして国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める当該特定港内の区域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 (略)

第三十七条の四 (略)

(準用規定)

第三十七条の五 第十条、第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十六条第二項、第三十六条の二第二項及び第三十六条の三から第三十七条の二までの規定は、特定港以外の港について準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

(新設)

2 海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十三条第二項に規定する非常災害解除周知措置（以下この項において「非常災害解除周知措置」という。）をとるときは、あわせて、当該非常災害解除周知措置に係る指定海域に隣接する指定港内において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれがない旨又は当該非常災害の発生により生じた船舶交通の危険がおおむねなくなつた旨を当該指定港内にある船舶に対し周知させる措置（次条及び第四十六条において「指定港非常災害解除周知措置」という。）をとらなければならない。

第四十五条 海上保安庁長官は、指定港非常災害発生周知措置を

とつたときは、指定港非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港内にある海上交通安全法第四条本文に規定する船舶（以下この条において「指定港内船舶」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、非常災害の発生の状況に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報その他の当該指定港内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 指定港内船舶は、指定港非常災害発生周知措置がとられたときは、指定港非常災害解除周知措置がとられるまでの間、前項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第四十六条 海上保安庁長官は、指定港非常災害発生周知措置を

とつたときは、指定港非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港が特定港である場合にあつては当該特定港の港長に代わつて第五条第二項及び第三項、第七条、第十条、第十四条の二、第二十一条第一項、第二十二條、第二十五条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第三項、第四十条、第四十一条第一項並びに第

（新設）

（新設）

四十二条に規定する職権を、当該指定港が特定港以外の港である場合にあっては当該港に係る第四十三条に規定する管区海上保安本部の事務所の長に代わつて同条において準用する第十条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第三項並びに第四十条に規定する職権を行うものとする。

(職権の委任)

第四十七条 この法律の規定により海上保安庁長官の職権に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行わせることができる。

2 管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその職権に属させられた事項の一部を管区海上保安本部の事務所の長に行わせることができる。

(行政手続法の適用除外)

第四十八条 第十条(第四十三条において準用する場合を含む。)、第十四条の二、第二十一条第一項(第四十条第二項(第四十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第三十七条第二項若しくは第三十九条第三項(これらの規定を第四十三条において準用する場合を含む。))の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、この法律に基づく国土交通省令の規定による処分であつて、港内における船舶交通の安全又は港内の整頓を図るためにその現場において行われるものについては、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第八章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条、第二十三条第一項若しくは第四項又は第四十

(新設)

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の六 第十条(前条において準用する場合を含む。)、第十四条の二、第二十一条第一項(第三十七条の二第二項(前条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第三十六条の二第二項若しくは第三十七条第三項(これらの規定を前条において準用する場合を含む。))の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、この法律に基づく国土交通省令の規定による処分であつて、港内における船舶交通の安全又は港内の整頓を図るためにその現場において行われるものについては、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第八章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条、第二十三条第一項若しくは第四項又は第三十

条第二項（第四十三條において準用する場合を含む。）において準用する第二十一條第一項の規定の違反となるような行為をした者

二 第四十條第一項（第四十三條において準用する場合を含む。）の規定による処分の違反となるような行為をした者

第五十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項、第七條第一項、第十二條、第十三條又は第三十八條第一項（第四十三條において準用する場合を含む。）の規定の違反となるような行為をした者

二 （略）

三 第八條第三項、第十條（第四十三條において準用する場合を含む。）、第十四條の二又は第三十九條第一項若しくは第三項（これらの規定を第四十三條において準用する場合を含む。）、の規定による処分の違反となるような行為をした者

四 第二十四條第一項又は第三十一條第一項（第四十三條において準用する場合を含む。）、の規定に違反した者

五 第二十四條第三項又は第二十六條、第三十一條第二項、第三十六條第二項若しくは第三十八條第四項（これらの規定を第四十三條において準用する場合を含む。）、の規定による処分に違反した者

六 （略）

第五十一條 第三十七條第二項（第四十三條において準用する場合を含む。）、の規定による処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

七條の二第二項（第三十七條の五において準用する場合を含む。）、において準用する第二十一條第一項の規定の違反となるような行為をした者

二 第三十七條の二第二項（第三十七條の五において準用する場合を含む。）、の規定による処分の違反となるような行為をした者

第三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項、第七條第一項、第十二條、第十三條又は第三十六條の三第一項（第三十七條の五において準用する場合を含む。）、の規定の違反となるような行為をした者

二 （略）

三 第八條第三項、第十條（第三十七條の五において準用する場合を含む。）、第十四條の二又は第三十七條第一項若しくは第三項（これらの規定を第三十七條の五において準用する場合を含む。）、の規定による処分の違反となるような行為をした者

四 第二十四條第一項又は第三十一條第一項（第三十七條の五において準用する場合を含む。）、の規定に違反した者

五 第二十四條第三項又は第二十六條、第三十一條第二項若しくは第三十六條第二項（これらの規定を第三十七條の五において準用する場合を含む。）、の規定による処分に違反した者

六 （略）

第四十條 第三十六條の二第二項（第三十七條の五において準用する場合を含む。）、の規定による処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 (略)
- 二 第八条第一項、第二十四条第二項、第二十九条(第四十三
条において準用する場合を含む。)、第三十二条、第三十三
条又は第三十四条第一項の規定に違反した者
- 三 (略)

第五十三条 (略)

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人
その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第五十条第四
号若しくは第五号又は第五十二条第二号若しくは第三号の違反
行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対
しても各本条の罰金刑を科する。

- 一 (略)
- 二 第八条第一項、第二十四条第二項、第二十九条(第三十七
条の五において準用する場合を含む。)、第三十二条、第三
十三条又は第三十四条第一項の規定に違反した者
- 三 (略)

第四十二条 (略)

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人
その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第三十九条第
四号若しくは第五号又は第四十一条第二号若しくは第三号の違
反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に
対しても各本条の罰金刑を科する。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 航路標識の設置及び管理</p> <p>第一節 海上保安庁の行う航路標識の設置及び管理（第二条）</p> <p>第二節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理（第三条 第十四条）</p> <p>第三節 雑則（第十五条・第十六条）</p> <p>第三章 航路標識に係る行為の制限（第十七条 第二十一条）</p> <p>第四章 雑則（第二十二条 第二十五条）</p> <p>第五章 罰則（第二十六条 第三十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（この法律の目的及び用語の定義）</p> <p>第一条 この法律は、航路標識を整備し、その合理的かつ能率的な運営を図ることによつて船舶交通の安全を確保し、あわせて船舶の運航能率の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 この法律において、「航路標識」とは、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の国土交通省令で定める施設をいう。</p> <p>第二章 航路標識の設置及び管理</p>	<p>（新設）</p> <p>（この法律の目的及び用語の定義）</p> <p>第一条 この法律は、航路標識を整備し、その合理的且つ能率的な運営を図ることによつて船舶交通の安全を確保し、あわせて船舶の運航能率の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 この法律において、「航路標識」とは、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の施設をいう。</p> <p>（新設）</p>

第一節 海上保安庁の行う航路標識の設置及び管理

第二条 航路標識の設置及び管理は、海上保安庁が行う。

第二節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の許可)

第三条 海上保安庁以外の者が航路標識(第十三条第一項に規定するものを除く。)を設置しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 航路標識の種類
- 三 航路標識の位置、構造及び設備
- 四 航路標識の管理の方法
- 五 その他国土交通省令で定める事項

(許可の基準等)

第四条 海上保安庁長官は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該航路標識の位置、構造及び設備が航路標識としての機能を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める

(新設)

(航路標識の設置及び管理)

第二条 航路標識の設置及び管理は、海上保安庁が行う。但し、海上保安庁以外の者においても、その者が行う事業又は事務の用に供するため、国土交通省令の定めるところにより海上保安庁長官の許可を受けて、その者の費用で、航路標識を設置し、又は管理することができる。

(新設)

第三条 前条但書の規定により許可を受けて設置した航路標識の所有者又は管理者は、当該航路標識の機能に支障が生じないよう努めなければならない。

2 海上保安庁以外の者が設置した航路標識がその所有者又は管理者の責に帰すべき事由又は通常予想すべき事由によつて、その機能に支障をきたし、船舶交通の安全に障害を生じたときは、海上保安庁長官は、当該所有者又は管理者に対し、その障害の除去のために必要な措置をすべきことを命ずることができる。

第四条 前条第二項に規定する場合の外、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、海上保安庁以外の者が設置した航路標識の所有者又は管理者に対し、当該航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

基準に適合するものであること。

二 当該航路標識の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること。

三 当該航路標識の管理の方法が航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が当該航路標識を設置し、及びこれを管理するに足る能力を有すること。

2 前条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

(変更の許可等)

第五条 第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならぬ。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第三条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたとき、又は同条第二項第一号に掲げる事項その他国土交通省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならぬ。

(供用の休廃止等の届出)

第六条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した当該航路標識の供用を再開しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、海上保安庁長官にその旨を届け出なければならぬ。

(航路標識に事故が発生した場合の報告義務)

2 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令の定めるところにより、海上保安庁以外の者が設置し、又は管理する航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。

(新設)

(新設)

(航路標識の現状の変更)

第七条 (削る)

第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識について破損その他の事故が発生し、当該航路標識の現状に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、直ちに、その旨を海上保安庁長官に報告しなければならない。

(航路標識の管理)

第八条 第三条第一項の許可を受けた者は、その位置、構造及び設備が第四条第一項第一号の国土交通省令で定める基準に適合するように当該許可に係る航路標識を維持しなければならない。

2 第三条第一項の許可を受けた者は、その管理の方法が第四条第一項第三号の国土交通省令で定める基準に適合するように当該許可に係る航路標識を管理しなければならない。

(措置命令等)

第九条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。

一 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第二項(第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付された条件に違反したとき。

二 第三条第一項の許可を受けた者が第五条第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更したとき。

三 第三条第一項の許可を受けた者が第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三条第一項の許可を受けた者が前条の規定に違反してい

第五条 海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の管理者は、その管理している航路標識の現状に変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、直ちに、その旨を海上保安庁長官に報告しなければならない。

(新設)

(新設)

ると認めるとき。

第十条 前条に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るため

必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、第三条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

2 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第三条第一項の許可に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。

(許可の取消し)

第十一条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第二項(第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付された条件に違反したとき。

二 第三条第一項の許可を受けた者が第五条第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

三 第三条第一項の許可を受けた者が第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三条第一項の許可を受けた者が第九条又は前条第一項の規定による命令に違反したとき。

(地位の承継)

第十二条 第三条第一項の許可を受けた者の地位は、次項に規定する場合を除き、これを承継しようとする者が海上保安庁長官の認可を受けなければ、承継しない。

2 第三条第一項の許可を受けた者が死亡した場合には、その相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その協議

(新設)

(新設)

(新設)

により定められた当該許可を受けた者の地位を承継すべき一人の相続人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

- 3 前項の相続人は、第三条第一項の許可を受けた者の死亡後六十日以内にその相続について海上保安庁長官の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、同項の許可は、その効力を失う。認可の申請に対し、認可しない旨の処分があつた場合において、その日以後についても、同様とする。

- 4 第四条第一項第四号の規定は、第一項又は前項の認可について準用する。

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の届出)

第十三条 海上保安庁以外の者が灯光、音響又は電波以外の手段により日本の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を海上保安庁長官に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 航路標識の種類

三 航路標識の位置、構造及び設備

四 航路標識の管理の方法

五 その他国土交通省令で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 3 第一項の規定による届出をした者は、その位置、構造及び設備が航路標識としての機能を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するように当該届出に係る航路標識を維持しなければならない。

- 4 第一項の規定による届出をした者は、その管理の方法が航路

(新設)

標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するように当該届出に係る航路標識を管理しなければならない。

5 | 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による届出をした者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。

一 第一項の規定による届出をした者が前二項の規定に違反しているとき。

二 第一項の規定による届出をした者が第十項において準用する第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

6 | 前項に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、第一項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

7 | 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第一項の規定による届出に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。

8 | 第一項の規定により設置された航路標識の譲渡又は同項の規定による届出をした者について相続、合併若しくは分割（当該航路標識を承継させるものに限る。）があつたときは、当該航路標識を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた当該届出をした者の地位を承継すべき一人の相続人）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該航路標識を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

9 | 前項の規定により第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

10 第五条第三項、第六条及び第七条の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第五条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十三条第二項ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第十四条 海上保安庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三条第一項の許可を受けた者又は前条第一項の規定による届出をした者に対し、航路標識の工事又は管理に関し報告を求めることができる。

2 海上保安庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第三条第一項の許可を受けた者若しくは前条第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業場、航路標識が設置されている場所又は航路標識の工事の場所に立ち入つて、航路標識、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 雑則

(航路標識の告示)

第十五条 海上保安庁長官は、航路標識が新たに設置されたとき、又は航路標識の位置の変更、供用の休止、再開若しくは廃止その他その現状に変更があつたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合において告示するいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

(新設)

(新設)

(航路標識の告示)

第六条 海上保安庁長官は、航路標識が新たに設置されたとき、又は航路標識の廃止、位置の変更その他その現状に変更があつたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(事故発見者の報告義務)

第十六条 航路標識に事故のあることを発見した者は、直ちに、その旨を海上保安庁又は最寄りの管区海上保安本部若しくはその事務所に通報しなければならない。

第三章 航路標識に係る行為の制限

(灯火等の制限)

第十七条 何人も、みだりに航路標識と誤認されるおそれがある灯火を使用し、又は音響を発してはならない。

2 (略)

(工事等の制限)

第十八条 航路標識の機能の障害となるおそれのある建築物の建設、沈没物の引揚げその他の工事又は作業をする者は、その障害を防ぐため必要な措置をしなければならない。

2 (略)

(植物についての制限)

第十九条 何人も、航路標識の付近に、当該航路標識の視認を妨げるおそれのある植物を植えてはならない。

2 海上保安庁長官は、前項の規定に違反して植えられた植物についてその権原を有する者に対し、当該植物の航路標識の障害となる部分の除去、移植その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。植物が成長して航路標識の視認を妨げるに至つたときも、同様とする。

3 (略)

(船舶についての制限)

第二十条 船舶(はしけ、いかだその他の船舶に類似する工作物を含む。以下同じ。)は、みだりに航路標識に損傷を及ぼすお

(事故発見者の報告義務)

第七条 航路標識に事故のあることを発見した者は、直ちに、その旨を海上保安庁又はもよりの管区海上保安本部若しくはその事務所に通報しなければならない。

(新設)

(灯火等の制限)

第八条 何人も、みだりに航路標識と誤認される虞がある灯火を使用し、又は音響を発してはならない。

2 (略)

(工事等の制限)

第九条 航路標識の機能の障害となる虞のある建築物の建設、沈没物の引揚げその他の工事又は作業をする者は、その障害を防ぐため必要な措置をしなければならない。

2 (略)

(植物についての制限)

第十条 何人も、航路標識の付近に、当該航路標識の視認を妨げる虞のある植物を植えてはならない。

2 海上保安庁長官は、前項の規定に違反して植えられた植物についてその権原を有する者に対し、当該植物の航路標識の障害となる部分の除去、移植その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。植物が成長して航路標識の視認を妨げるに至つたときも同様である。

3 (略)

(船舶についての制限)

第十一条 船舶(はしけ、いかだその他の船舶に類似する工作物を含む。以下同じ。)は、みだりに航路標識に損傷を及ぼす虞

そのあるほどこれに接近して航行させてはならない。

2 船舶は、航路標識に係留させてはならない。

3 船舶は、航路標識の視認を妨げ、又は航路標識に接触するおそれのある場所に停泊又は停留させてはならない。

(汚損行為の禁止)

第二十一条 何人も、航路標識を汚し、又は損傷を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

第四章 雑則

(損失補償)

第二十二條 第十条、第十三条第六項若しくは第七項又は第十九条第三項の規定によつて生じた損失に対しては、次に定めるところにより補償をするものとする。

一 補償の額は、第十条第一項又は第十三条第六項の場合にあつては当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用、第十条第二項又は第十三条第七項の規定により航路標識を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額、第十九条第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算定した当該植物についての損失額に相当する金額とする。

二 補償を受けようとする者は、海上保安庁長官に、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を提出しなければならぬ。

三 海上保安庁長官は、前号の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。

2 前項第三号の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から

そのあるほどこれに接近して航行させてはならない。

2 船舶は、航路標識にけい留させてはならない。

3 船舶は、航路標識の視認を妨げ、又は航路標識に接触する虞のある場所に停泊又は停留させてはならない。

(汚損行為の禁止)

第十二条 何人も、航路標識をよごし、又は損傷を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

(新設)

(損失補償)

第十三条 第四条第一項若しくは第二項又は第十条第三項の規定によつて生じた損失に対しては、左に定めるところにより補償をするものとする。

一 補償の額は、第四条第一項の場合にあつては当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用、同条第二項の規定により航路標識を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額、第十条第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算定した当該植物についての損失額に相当する金額とする。

二 補償を受けようとする者は、海上保安庁長官に、補償を受けたいと思ふ金額を記載した申請書を提出しなければならぬ。

三 海上保安庁長官は、前号の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定しなければならない。この場合において海上保安庁長官は、当該申請人に対しあらかじめ期日及び場所を通知してその申立を聞かなければならない。

2 前項第三号の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から

ら六月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。

3 (略)

(聴聞の特例)

第二十三条 海上保安庁長官又は海上保安官は、第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項若しくは第三項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 (略)

(権限の委任)

第二十四条 この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行わせることができる。

2 管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を管区海上保安本部の事務所の長に行わせることができる。

(経過措置)

第二十五条 この法律の規定に基づき国土交通省令を制定し、又は改廃する場合には、国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して、許可を受けずに航路標

ら六箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。

3 (略)

(聴聞の特例)

第十四条 海上保安庁長官又は海上保安官は、第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項若しくは第三項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

識を設置した者

- 二 第五条第一項本文の規定に違反して、許可を受けずに第三条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

(削る)

第二十七条 第九条、第十条第一項又は第十三条第五項若しくは第六項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条(第十三条第十項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した航路標識の供用を再開した者
- 二 第十三条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識を設置した者
- 三 第十三条第二項本文の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者
- 四 第十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者
- 六 第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項若しくは第三項の規定による命令に違反した者
- 七 第二十条の規定に違反した者
- 八 第二十一条の規定に違反した者

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人

第十五条 削除

(罰則)

第十六条 第十一条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十七条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項若しくは第三項の規定による命令に違反した者
- 二 第十二条の規定に違反した者

(新設)

その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条（前条第七号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十条 第五条第三項（第十三条第十項において準用する場合を含む。）又は第十三条第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

（新設）

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章 第三章（略） 第四章 雑則（第二十二條 第二十六條） 第五章 罰則（第二十七條 第三十一條） 附則</p> <p>（船舶についての制限） 第二十条 船舶（はしけ、いかだその他の船舶に類似する工作物を含む。以下この条において同じ。）は、みだりに航路標識に損傷を及ぼすおそれのあるほどこれに接近して航行させてはならない。 2・3（略）</p> <p>第四章 雑則</p> <p>（非常災害時における緊急措置） 第二十二條 海上保安庁長官は、海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十三條第一項に規定する非常災害発生周知措置（以下この項において「非常災害発生周知措置」という。）をとつたときは、同条第二項に規定する非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域（同法第二條第四項に規定する指定海域をいう。以下この項において同じ。）又は当該指定海域に隣接する指定港（港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第三條第三項に規定する指定港をいう。）内における船舶交通の危険を防止するため航路標識を設置する緊急の必要があると認める場合に限り、当該航路標識を設置する現場付近にある船舶に対し当該航路標識の設</p>	<p>目次 第一章 第三章（略） 第四章 雑則（第二十二條 第二十五條） 第五章 罰則（第二十六條 第三十條） 附則</p> <p>（船舶についての制限） 第二十条 船舶（はしけ、いかだその他の船舶に類似する工作物を含む。以下同じ。）は、みだりに航路標識に損傷を及ぼすおそれのあるほどこれに接近して航行させてはならない。 2・3（略）</p> <p>第四章 雑則</p> <p>（新設）</p>

置に関する業務に従事すべきことを命じ、又はその現場において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（損失補償）

第二十三条 第十条、第十三条第六項若しくは第七項、第十九条第三項又は前条第一項の規定によつて生じた損失に対しては、次に定めるところにより補償をするものとする。

一 補償の額は、第十条第一項又は第十三条第六項の場合にあつては当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用、第十条第二項又は第十三条第七項の規定により航路標識を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額、第十九条第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算定した当該植物についての損失額、前条第一項の場合にあつては同項の規定による行為により損失を受けた者についての損失額に相当する金額とする。

二・三 （略）

2・3 （略）

（聴聞の特例）

第二十四条 海上保安庁長官又は海上保安官は、第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項若しくは第三項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 （略）

（損失補償）

第二十二條 第十条、第十三条第六項若しくは第七項又は第十九条第三項の規定によつて生じた損失に対しては、次に定めるところにより補償をするものとする。

一 補償の額は、第十条第一項又は第十三条第六項の場合にあつては当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用、第十条第二項又は第十三条第七項の規定により航路標識を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額、第十九条第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算定した当該植物についての損失額に相当する金額とする。

二・三 （略）

2・3 （略）

（聴聞の特例）

第二十三條 海上保安庁長官又は海上保安官は、第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項若しくは第三項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 （略）

第二十五条・第二十六条 (略)

第五章 罰則

第二十七条～第三十一条 (略)

第二十四条・第二十五条 (略)

第五章 罰則

第二十六条～第三十条 (略)

改 正 案	現 行
<p>（許可の取消し等） 第三十三条（略）</p> <p>2 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて試験研究用等原子炉の運転の停止を命ずることができる。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）<u>第四十条第一項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による処分又は同法第四十条第二項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十一条第一項の規定に対する違反があつたとき。</u></p> <p>3（略）</p> <p>（原子力船の入港の届出等） 第三十六条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、前項の通知があつた場合においては、試験研究用等原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、海上保安庁長官を通じ、第一項又は第二項の届出に係る港の港長（港則法第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第四十三条の規定により港長の権限を行う管区海上保安本部の事務所の長）に対し、当該原子力船の航行に關し必要な規制をすべきことを指示するものとする</p>	<p>（許可の取消し等） 第三十三条（略）</p> <p>2 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて試験研究用等原子炉の運転の停止を命ずることができる。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）<u>第三十七条の二第一項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による処分又は同法第三十七条の二第二項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十一条第一項の規定に対する違反があつたとき。</u></p> <p>3（略）</p> <p>（原子力船の入港の届出等） 第三十六条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、前項の通知があつた場合においては、試験研究用等原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、海上保安庁長官を通じ、第一項又は第二項の届出に係る港の港長（港則法第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第三十七条の五の規定により港長の権限を行う管区海上保安本部の事務所の長）に対し、当該原子力船の航行に關し必要な規制をすべきことを指示するものとする</p>

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

°N¼

°